

令和2年度勝浦市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和2年3月31日策定

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために定める。

2 定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、本市すべての組織が発注する物品等に適用するものとする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ①就労移行支援事業所
 - ②就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ③生活介護事業所
 - ④障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
 - ⑤地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号。）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
 - ①「障害者の雇用促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - ②重度障害者多数雇用事業所（次のア～ウの要件をすべて満たすもの）
 - ア 障害者の雇用者人数が5人以上
 - イ 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障害者の割合に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ①在宅就業障害者（自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）
 - ②在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 物品等の調達目標

前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

- (1) 福祉課は、障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、その情報を各部署へと提供するものとする。
- (2) 各部署は、障害者就労施設等からの随意契約の活用も含めた調達の可能性について検討し、物品等の調達の推進に努めるものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 毎年度当初、調達方針を作成し、又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により、速やかに公表するものとする。
- (2) 調達実績について、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表するものとする。

8 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、福祉課とする。